

寒河江市上下水道事業管理規程第2号

寒河江市水道事業及び下水道事業の量水器検針業務委託に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月22日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市水道事業及び下水道事業の量水器検針業務委託に関する
規程の一部を改正する規程

寒河江市水道事業及び下水道事業の量水器検針業務委託に関する規程（昭和47年水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「108円」を「121円」に改める。

様式第3号を次のように改める。

量水器検針業務委託契約書

寒河江市長 (以下「甲」という。)は寒河江市 (以下「乙」という。)との間に、寒河江市水道事業及び下水道事業における量水器検針業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は甲の給水区域内において、甲の指定する給水使用者の量水器検針を行うものとする。

第2条 乙は、前条の検針を奇数月の中旬からその月の末日までの間に実施するものとする。
2 入力した検針用ハンディ機器は、月末までに甲に返付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

第3条 乙は、検針業務に従事するときは、甲の発行する検針業務委託契約証を携帯するものとする。

第4条 検針委託料は、寒河江市水道事業及び下水道事業の量水器検針業務委託に関する規程第18条に定めるところにより、1件あたり121円(税込)とする。

第5条 甲は、前条に規定する当該月分の検針委託料を翌月に乙に支払うものとする。

第6条 乙は、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、ただちに乙が賠償するものとする。

第7条 乙は、検針業務中災害を受けた場合、又は乙が第三者に損害を与えた場合などについては乙の責任において解決するものとし、甲に対し一切の迷惑を及ぼさないものとする。

第8条 検針にあたり本契約に定めない事項はすべて法令、その他市条例、規程などの定めるところによるものとし、定めのないときは甲の指示によるものとする。

第9条 本契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までの3か年とする。

第10条 本契約の条項に違反した場合、又は甲において乙に委託することが不適当と認められた場合において、乙は直ちに解約されても異議がないものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙各一通を所持するものとする。

年 月 日

甲 寒河江市長 印

乙 印

附 則

この規程は、公布の日から施行する。